

(見本)

宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）

1. 宿泊療養・自宅療養を受けた方 (氏名)	横浜 みなど	生年月日	昭和〇年〇月〇日
2. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症		
3. 治療経過	新型コロナウイルス陽性 判明日 令和4年〇月〇日 【補足事項がある場合にはご記入ください】		
4. 宿泊療養（※） をした期間	期間		
5. 宿泊施設の名称	施設名 横浜市宿泊療養施設		
6. 自宅療養（※） をした期間	期間 ・ 令和4年〇月〇日 ～ 令和4年〇月〇日		
上記のとおり証明します。		記入日	令和4年〇月〇日
横浜市保健所長		田畑和夫	(公印省略)

(※) 宿泊療養および自宅療養とは、以下の①および②に該当する場合をいいます。

①令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等に定められている宿泊療養または自宅療養であること。

②感染症法上、入院措置が必要にもかかわらず、医療機関の事情により宿泊療養または自宅療養していること。

(※) 療養期間は、厚生労働省通知に基づき、原則として発症日又は検体採取日から10日間（令和2年6月12日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」に基づく改正基準が適用される前の者は発症日、検体採取日又はPCR検査陽性判明日から14日間、令和4年1月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部一部改正「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づく改正基準が適用された後の無症状病原体保有者は検体採取日から7日間）が経過した日までとしています（体調等の事情により、療養が延長になる場合があります）。なお、宿泊施設で療養した場合、施設退所日は療養終了日の翌日となります。

(R4. 5. 23 版様式)